

第1章 税制改正

1 令和5年度から適用される税制改正の主な内容

1 個人市民税・県民税

(1) 住宅ローン控除の適用期限の延長等

住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の適用について、令和4年1月から令和7年12月までに入居した方が新たに対象となりました。

入居した年月と住民税の控除限度額は次のとおりです。

	入居した年月	住民税の控除限度額
1	平成25年1月から令和7年12月まで(2及び3の場合を除く)	①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額と②所得税の課税総所得金額等の5%(上限97,500円)のいずれか少ない金額
2	平成26年4月から令和3年12月まで、Aの場合	①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額と②所得税の課税総所得金額等の7%(上限136,500円)のいずれか少ない金額
3	令和4年1月から12月まで、Bの場合	

A：居住者の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合。

B：居住者の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が10%、かつ一定期間内(新築の場合は令和2年10月から令和3年9月、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合は令和2年12月から令和3年11月)に住宅の取得等に係る契約を締結した場合。

(2) セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の延長等

スイッチ OTC 医薬品(要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)を購入した場合において、適用される医療費控除の特例の適用期限が5年延長され、令和8年12月31日までとなりました。また、控除対象となる医薬品の範囲の見直しが行われました。詳細は厚生労働省のウェブサイト(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>)をご確認ください。

(3) 民法改正に伴う未成年者の非課税措置の改正

民法の成年年齢の引下げに伴い、令和5年1月1日時点で18歳または19歳の方は、市民税・県民税が課税されるかどうかの判定において、未成年者にあたらないこととなりました。

未成年者は前年中の合計所得金額が135万円以下の場合には課税されませんが、未成年者にあたらない方は、前年中の合計所得金額が45万円(※)を超える場合には課税されます。

未成年者の対象年齢は次のとおりです。

令和4年度まで	令和5年度から
20歳未満 (令和4年度の場合、平成14年1月3日以降に生まれた方)	18歳未満 (令和5年度の場合、平成17年1月3日以降に生まれた方)

※ 扶養親族がいる場合等は、市民税・県民税が課税されない前年中の合計所得金額の範囲が異なります。

詳細は、横浜市ウェブサイトをご覧ください。

横浜市 住民税税制改正のお知らせ(令和5年度実施分)

検索

2 固定資産税・都市計画税

(1) 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る特例措置

令和5年度から規定された期間内に、中小事業者等が認定された先端設備導入計画に基づいて取得した一定の機械・装置等にかかる固定資産税の課税標準額が最初の3年間2分の1となります。また、同計画に雇用者給与等支給額をその直前の事業年度の実績と比較して増加割合1.5%以上とすることを位置づけ、労働者に表明したことを証明する書類を添付し認定を受けた場合には、課税標準額が4年間又は5年間3分の1となります。なお、先端設備導入計画の認定については、経済局中小企業振興部ものづくり支援課（電話:045-671-3490）へお問い合わせください。

(2) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額を、3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内で市町村の条例で定める割合で減額します。

なお、条例で定める減額割合は未定です。

【対象となるマンションの要件】

- ① 築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること
- ② 大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること
- ③ 長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること

3 軽自動車税（種別割・環境性能割）

(1) グリーン化特例の延長【種別割】

電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置、いわゆるグリーン化特例について、適用期限が「令和4年度取得分まで」から「令和7年度取得分まで」に延長されます。ただし、営業用乗用車（ガソリン車及びハイブリッド車）の税率を概ね25%軽減する措置は令和6年度取得分までで廃止されます。税率の詳細は35ページをご覧ください。

(2) 税率区分の見直し【環境性能割】

電動車の一層の普及促進を図る観点から税率区分の基準となる燃費達成基準の達成度を令和6年1月から引き上げます。詳細は36ページをご覧ください。

4 納税方法

地方税共通納税システムの対象税目の追加等

地方税共同機構が運営する「eLTAX」の機能の一つである「地方税共通納税システム」の対象税目に、令和5年4月から固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）が追加されました。

また、地方税共通納税システムでの支払い方法に、スマートフォン決済（固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）のみ）及びクレジットカードが追加されました。

【共通納税対象税目】

- 法人市民税 ●事業所税 ●個人市民税・県民税（特別徴収分、退職所得分）
- 固定資産税・都市計画税（土地・家屋） ●固定資産税（償却資産） ●軽自動車税（種別割）

2 令和5年度税制改正の主な内容

1 固定資産税関係

(1) 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る特例措置（再掲）

改正内容については4ページをご覧ください。

(2) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置（再掲）

改正内容については4ページをご覧ください。

2 軽自動車税関係

(1) 軽自動車税（種別割）のグリーン化特例の延長（再掲）

改正内容については4ページを、税率の詳細は35ページをご覧ください。

(2) 軽自動車税（環境性能割）の税率区分の見直し（再掲）

改正内容については4ページを、税率の詳細は36ページをご覧ください。

なお、現行の税率区分における燃費基準達成度の引き上げは、3年間で段階的に行われます。